

## 令和元年度 第5回西宮市都市景観・屋外広告物審議会

【令和2年2月7日(金)午後1時30分から午後3時まで】

|             |   |
|-------------|---|
| 議題第1号       | 西宮市景観計画の変更について【諮問】<br>(苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の指定)  |
| 審議結果        | 原案について了承し、その旨答申を行う。   |
| 主な質問<br>意見等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物条例施行規則の改正案の別表第8各項目の(ア)について、全市基準では、「1事業所あたり」になっているが、今回「一団の土地又は1物件につき」になっているのは敢えて表記を変えているのか。</li> <li>⇒地元住民からより厳しい基準として欲しい旨の要望があったため、本地区の広告物の掲出状況も鑑み、より厳しい基準となるよう敢えて表記を変えている。</li> <li>・間口緑視率の数値について、谷側の住宅で5%と10%の値が異なるのはなぜか。</li> <li>⇒資料1の②、④のとおり、北側へ向かうに連れて道路が上がっているため、④のような住宅では2階が道路の高さとなり人工地盤面にしか植栽ができない状況である。このことから地元住民との協議の結果、部分的に数値基準を区別することになった。</li> </ul> |

|             |  |
|-------------|--|
| 議題第2号       | 関西学院周辺景観地区に係る西宮市屋外広告物条例施行規則の一部改正について【諮問】   |
| 審議結果        | 原案について了承し、その旨答申を行う。  |
| 主な質問<br>意見等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看板の耐用年数と経過措置期間の関係は妥当なのか。</li> <li>⇒以前、景観計画の基準内容を屋外広告物条例に移行した際も経過措置期間5年と定めていた経緯があり、今回も同様の5年としている。</li> <li>・市民への周知は考えているのか。</li> <li>⇒景観地区全体の内容を記載したパンフレットを作成し、地区住民には配布、その他は市ホームページで広報する。また、業界団体にも周知する予定である。</li> </ul> |